

## 令和2年第3回・第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

### (1) 令和2年第3回定例会提言の方向性について

前回（12月9日）の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

#### 重点調査項目3 区が児童相談所を設置することで新たに担う業務 社会的養護について

| 提 言 の 方 向 性 |   |
|-------------|---|
| 1           | 社会的養護を必要とする児童の中には、障がい等により支援を必要とする児童も少なくないことから、障がいとの関連性をふまえ、教育・福祉・医療等の幅広い関係機関と連携した支援が必要である。区としてどのような支援ができるか、検討研究すべきである。※活動報告p18  |
| 2           | 里親委託の推進にあたっては、里親が安心して児童を養育できるよう児童養護施設と里親を両輪で支えることが必要である。フォスタリング <sup>注</sup> 業務に関する検討を行い、児童養護施設等関係機関との効果的な連携を目指した環境整備を進めるべきである。 |
| 3           | 家庭養育優先の理念に基づいた施設の小規模化等の影響もふまえ、児童養護施設の職員数や人材の確保、育成、定着率といった課題の解決に向け、区内の児童養護施設への支援のあり方を検討すべきである。                                   |
| 4           | 社会的養護推進のために、現在区内にはない乳児院やファミリーホームの設置に向けて課題を整理し、より一層検討を進めるべきである。<br>※第4回定例会の意見を含め、p2提言の方向性8に再掲                                    |
| 5           | （仮称）子ども家庭総合支援センターの設置に向けて、区職員を児童養護施設に派遣する等、研修内容をさらに拡充すべきである。<br>※第4回定例会の意見を含め、p2提言の方向性3に再掲                                       |
| 6           | 児童養護施設において、子どもの状況に応じた適切な支援ができるように課題のある児童に対しより効果的な支援を行うため、区内の児童養護施設と区で構成する会議体を設置し、児童の情報を事前に共有するなど、連携を緊密に図るべきである。※活動報告p18         |
| 7           | 児童相談所の職員が児童と接する際の言葉遣いや児童への接し方については、子ども期の健全な心身の発達に寄与するためにも、児童に与える影響を考慮した指針をつくるべきである。   |
| 8           | 児童相談所設置後の措置費の支払い事務等については、他区や東京都と共通のフォーマットを用いる <del>でオンラインで行う</del> など、効率的な方法を検討すべきである。※活動報告p8                                   |

注…フォスタリング 里親の募集、研修、マッチング、訪問指導等を通じた一貫した里親支援。

## (2) 令和2年第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（12月9日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

### 重点調査項目1 (仮称) 子ども家庭総合支援センターの業務及び支援のあり方について

| 意見概要 |   | 提言の方向性 |  |
|------|---|--------|--|
| ①    | (仮称) 子ども家庭総合支援センターにおける業務に関しては、経験が非常に重要である。職員の採用にあたっては、経験年数や年齢構成、男女比等についても十分な配慮をすべき。(竹内委員)   | 1      | <p>職員の採用にあたっては、個人の適性や能力を正しく見極める必要がある。特に(仮称) 子ども家庭総合支援センターの業務は、高い使命感や専門性、知識、業務経験が求められることから、採用面接等で経歴や携わった業務内容、児童福祉に対する考え方を十分確認したうえで、板橋区にとって真に必要な人材を確保すべきである。また、子どもが心に傷を負うことがないように、性犯罪歴のある職員を採用することへのリスク対応についても検討を進めるべきである。</p> <p>さらに、職員配置にあたっては、子どもの年齢に適した職種や職層、年齢構成、男女比等のバランスについても考慮する必要がある。※活動報告(案)p7</p> |
| ②    | 様々な年齢の子どもの支援のためには、その子どもの年齢に適した職種の職員や、関係施設での勤務経験のある職員の採用が重要である。施設ごとの特色は多様であるので、採用にあたっては、各職員の考え方が(仮称) 子ども家庭総合支援センターの性格に与える影響に留意し、板橋区のコンセプトを明確にしたうえで、関係施設等の経験者の採用を検討すべき。(南雲委員・間中委員)  |        |  |
| ③    | 子どもが傷つくことのないように、性犯罪歴のある職員が入り込むことへのリスクへの対応策について検討を進めるべき。(井上委員)   |        |  |
| ④    | 非常勤も含め、多くの職員を採用する必要があるタイミングで、性犯罪歴のある職員が入ってくる可能性があるため、留意して採用をすべきである。<br>採用の最初の段階で選別できればよいが、もし何か起こった場合の対応としても、子どもの意見表明権は大変重要になる。子どもの意見表明権に関する方針や、機関の設置について検討を進めるべき。(南雲委員・間中委員)  |        |  |
| ⑤    | より適切な支援を進めるためには、児童養護施設等、関係施設での勤務経験者を採用することが有効である。しかしその一方で、児童養護施設、他県の児童相談所においても職員が不足しており、経験者の採用にも限界があるため、人材育成が重要となる。学齢期の子どもへの支援のために、あいキッズへの職員派遣研修や、児童館における学齢期の子ども向けプログラムの推進を通じて、どのように区全体として人材育成していくのかということをしっかりと考えていく必要がある。(間中委員・竹内委員) | 3      | <p>一時保護所における学齢期の子どもに関する支援をより適切に行うために、児童養護施設等への職員派遣を導入すべきである。また、区内部での人材育成については、児童館をはじめとした区施設での勤務や研修等も含め、効果的、効率的な視点を持って、全庁的に検討を進めていくべきである。※活動報告(案)p7 以下の提言案に追加<br/>【元の提言案】(仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置に向けて、区職員を児童養護施設に派遣するなど、研修内容をさらに拡充すべきである。</p>  |
| ⑥    | 一時保護所においては、同性の職員による子どもへの対応が行われているが、LGBT等、性の多様化に関する対応を進めるべき。(井上委員)   | 4      | <p>一時保護所においては、様々な子どもの特性に配慮した対応が必要である。LGBT等性の多様化についても考慮し、よりきめ細やかに支援をすべきである。※活動報告(案)p8</p>   |
| ⑦    | ショートステイの導入も含めた里親普及促進に関する取組を推進すべき。(南雲委員)   | 5      | <p>より家庭に近い環境での養育の推進を図るためには、里親委託を推進する必要がある。協力家庭ショートステイの導入等里親への支援や、普及促進の取組を進めるべきである。<br/>※活動報告(案)p18</p>   |
| ⑧    | 持続可能な施設運営のためには全庁的な理解が必要であり、財政基盤の確保と人事体制の整備、持続可能な取組をしていくべき。(山田委員)  | 6      | <p>(仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置にあたっては、専門職を含む多数の職員配置や措置費等の業務運営経費が新たに必要となる。児童相談所の設置目的を全庁的に共有したうえで、組織人員体制の構築や財政基盤の確保を進める等、持続可能な取組を行っていくべきである。※活動報告(案)p6</p>  |
| ⑨    | 一時保護所における学習支援について、オンライン学習に関する検討を積極的に進めるべき。(なんば委員)   | 7      | <p>一時保護期間における子どもの学習権を保障するために、学習指導員による学習指導だけでなく、オンライン学習についても検討を進めるべきである。※活動報告(案)p8</p>  |
| ⑩    | 社会的養護の推進にあたっては、ファミリーホームや特別養子縁組等、選択肢を多く持ち取組を進めるべき。(なんば委員)  | 8      | <p>社会的養護推進のために、現在区内にはない乳児院やファミリーホームの設置に向け、課題の整理を行うとともに、特別養子縁組や里親制度の普及啓発を進めていくべきである。<br/>※活動報告(案)p18に追加</p>   |